

沖縄県の給与・定員管理等の状況について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成18年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B÷A	(参考) 平成17 年度の人件費率
平成18年度	人 1,387,518	千円 583,605,082	千円 1,971,796	千円 202,892,886	% 34.8	% 35.1

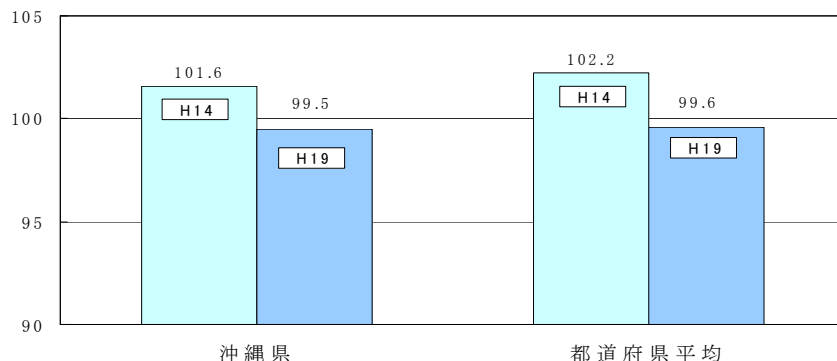
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B÷A	(参考) 都道 府県平均1人 当たりの給与 費
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
平成18年度	人 20,996	千円 96,339,451	千円 17,105,283	千円 37,977,744	千円 151,422,478	千円 7,212	千円 7,596

- 備考 1 表中「職員手当」には、退職手当を含まない。
2 表中「職員数」は、平成18年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項 平成18年4月1日から平成22年3月31日までの期間、一般職員の管理職手当を15%減額している。なお、平成10年8月1日から平成18年3月31日までの期間は、管理職手当を10%減額していた。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



備考 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

(5) 給与改定の状況

ア 月例給

区分	人 事 委 員 会 の 勧 告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
平成19年度	円 366,446	円 370,198	△3,752円 (△1.01%)	% 0.11	% 0.11	% 0.35

備考 表中「民間給与」及び「公務員給与」とは、人事委員会の勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

イ 特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の支給 月数 B	較差 A-B	勧告(改定 月数)		
平成19年度	月 4.26	月 4.45	月 △0.19	月 △0.10	月 4.35	月 4.50

備考 表中「民間の支給割合」とは民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」とは期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成19年4月1日現在）

ア 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
沖縄県	43.1歳	337,400円	385,205円	369,354円
国	40.7歳	325,724円	—	383,541円
都道府県平均	43.6歳	354,147円	436,429円	396,019円

イ 技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
沖縄県	47.4歳	434人	324,400円	370,428円	355,299円
うち用務員	50.9歳	122人	340,418円	371,585円	365,095円
うち運転士	45.7歳	115人	318,519円	369,814円	354,752円
うち農業技術補佐員	41.9歳	84人	296,039円	372,569円	341,985円
うち介助員	51.4歳	40人	357,873円	386,571円	381,116円
うち電話交換士	49.2歳	19人	342,258円	373,315円	355,377円
うち印刷技師	45.3歳	5人	328,740円	364,083円	353,620円
うち土木整備員	42.0歳	8人	288,213円	334,732円	324,738円
うち守衛	45.5歳	3人	304,733円	372,252円	324,400円
うち調理員・調理士	50.0歳	38人	317,713円	352,825円	344,010円
国	48.8歳	5,193人	287,094円	—	320,514円
都道府県平均	47.9歳	575人	338,849円	393,549円	371,181円

区 分	民 間			参 考			
	対応する 民間の類 似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A ÷ B	年収ベース（試算値）の比較		
					公務員 (C)	民間 (D)	C ÷ D
沖縄県	—	—	—	—	6,020千円		
うち用務員	用務員	53.9歳	227,200円	1.64	6,100千円	3,284千円	1.86
うち運転士	自家用乗 用自動車 運転者	45.3歳	209,300円	1.77	5,984千円	2,876千円	2.08
うち農業技術補佐員		歳	円		5,882千円		
うち介助員		歳	円		6,324千円		
うち電話交換士		歳	円		6,073千円		
うち印刷技師		歳	円		5,915千円		
うち土木整備員		歳	円		5,243千円		
うち守衛	守衛	52.6歳	200,700円	1.85	5,904千円	2,581千円	2.29
うち調理員・調理士	調理士	42.9歳	185,200円	1.91	6,124千円	2,392千円	2.56
国	—	—	—				
都道府県平均	—	—	—				

※民間データは、賃議構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成16～18年の3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍にしたものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

ウ 高等（特殊・専修・各種）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
沖縄県	41.8歳	368,800円	421,717円
都道府県平均	44.4歳	401,470円	469,882円

エ 小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
沖縄県	43.0歳	375,500円	429,885円
都道府県平均	43.8歳	389,710円	452,184円

オ 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
沖縄県	39.8歳	332,500円	438,875円	364,439円

国	42.0歳	332,446円	—	379,710円
都道府県平均	40.7歳	344,824円	493,047円	390,204円

備考 1 表中「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 表中「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には、時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成19年4月1日現在）

区 分		沖縄県	国
一 般 行 政 職	大学卒	172,200円	172,200円
	高校卒	140,100円	140,100円
技 能 労 務 職	高校卒	137,200円	—
	中学卒	129,200円	—
高 等 学 校 教 育 職	大学卒	192,800円	—
	高校卒	148,800円	—
小・中学校教育職	大学卒	192,800円	—
	高校卒	148,800円	—
警 察 職	大学卒	187,500円	187,500円
	高校卒	158,100円	158,100円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成19年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一 般 行 政 職	大学卒	265,392円	324,070円	378,723円
	高校卒	214,179円	263,808円	298,583円
技 能 労 務 職	高校卒	— 円	268,400円	289,967円
	中学卒	197,800円	247,533円	294,050円
高 等 学 校 教 育 職	大学卒	308,067円	368,566円	404,316円
	高校卒	— 円	— 円	— 円
小・中学校教育職	大学卒	303,346円	366,454円	397,861円
	高校卒	— 円	— 円	— 円
警 察 職	大学卒	289,670円	326,414円	371,673円
	高校卒	264,256円	292,808円	336,461円

備考 表中「経験年数」とは、職員が職員として同種の職務に在職した年数をいう。なお、卒業後直ちに県に採用され、引き続き勤務している職員の経験年数は、採用後の在職年数をいう。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成19年4月1日現在）

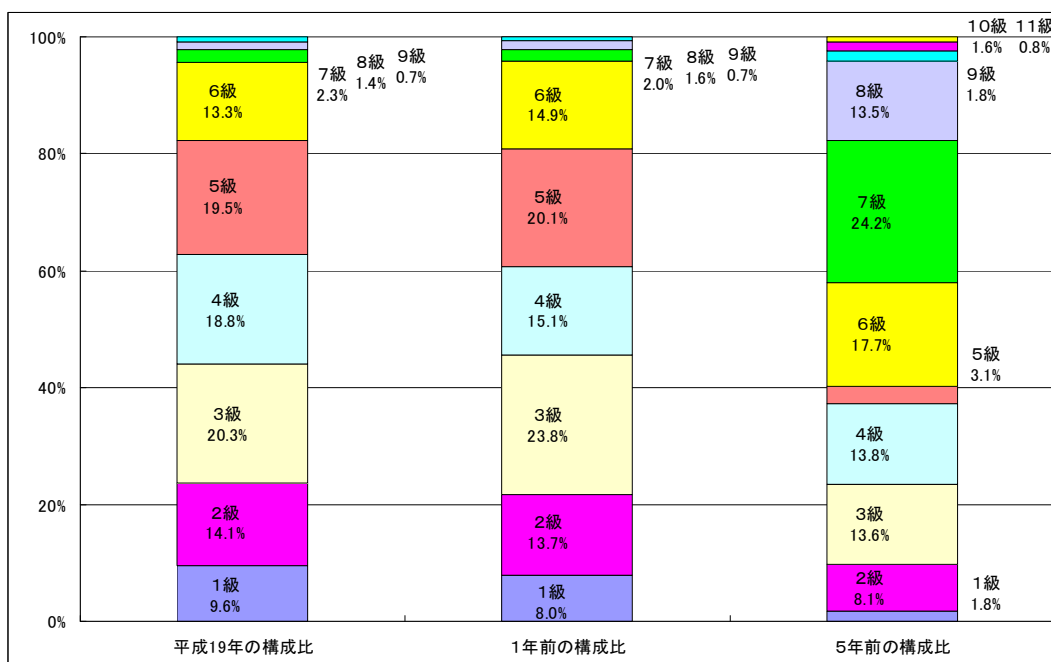
ア 級別職員の数等

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	1 主任の職務 2 主事又は技師の職務	452人	9.6%
2級	1 副主査の職務 2 相当高度の知識又は経験を必要とする主任の職務	663人	14.1%
3級	1 主査又は主任技師の職務 2 相当高度の知識又は経験を必要とする副主査の職務	956人	20.3%
4級	1 班長又は主幹の職務 2 相当高度な知識又は経験を必要とする主査又は主任技師の職務	883人	18.8%
5級	相当困難な業務を行う班長又は主幹の職務	918人	19.5%
6級	課長又は副参事の職務	624人	13.3%
7級	相当困難な業務を行う課長又は副参事の職務	110人	2.3%
8級	統括監又は参事の職務	67人	1.4%
9級	公室長、本庁の部長又は参事監の職務	33人	0.7%

備考 1 沖縄県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 表中「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

イ 級別職員の構成比



備考 給料表は、平成18年に旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級がそれぞれ統合され、11級制が

ら9級制に変更されている。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

○課長級以上の特定職員：平成18年度から導入している勤務評価の結果に基づき、「極めて良好、特に良好、良好（標準）、やや良好、良好でない」の5段階で、勤務成績の状況を昇給へ反映させている。

○特定職員以外の職員：人事委員会通知に基づき、従前の取扱いに準じ、「特に良好、良好（標準）、良好と認められない」の3段階で、勤務成績の状況を昇給へ反映させている。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

沖縄県		国	
1人当たり平均支給額（平成18年度） 1,710千円		—	
（平成18年度支給割合） 期末手当 3.00月分 勤勉手当 1.45月分 （1.60）月分 （0.75）月分		（平成18年度支給割合） 期末手当 3.00月分 勤勉手当 1.45月分 （1.60）月分 （0.75）月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%から20%まで 管理職加算 10%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%から20%まで 管理職加算 10%から25%まで	

備考 （ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

○課長級以上の特定職員：平成18年度から導入している勤務評価の結果に基づき、「極めて良好、特に良好、良好（標準）、やや良好、良好でない」の5段階で、勤勉手当へ反映させている。

○特定職員以外の職員：一律支給

(2) 退職手当（平成19年4月1日現在）

沖縄県			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%から20%までの割合の額を加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%から20%までの割合の額を加算）	
（退職時特別昇給	無		（退職時特別昇給	無	
1人当たり平均支給額	6,878千円	27,236千円			

備考 退職手当の1人当たり平均支給額は平成18年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成19年4月1日現在）

支給実績（平成18年度決算）	66,805千円
----------------	----------

支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成18年度決算）			467, 168円
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）
東京都特別区	39人	14%	14%
大阪市	5人	12%	12%
名古屋市	1人	12%	12%
福岡市	1人	8%	8%
上記地域の異動保障	39人	異動前の支給率の70%（1年間）	異動前の支給率の100%から80%まで（2年間）
医師・歯科医師	33人	12%	12%
県内全市町村	20, 771人	0%	0%
平均支給率		0%	0%

備考 「国の制度（支給率）」の欄の率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

（平成22年度の制度完成時）

支給対象地域	支給率	国の制度（支給率）
東京都特別区	18%	18%
大阪市	15%	15%
名古屋市	12%	12%
福岡市	10%	10%
上記地域の異動保障	異動前の支給率の70%（1年間）	異動前の支給率の100%から80%まで（2年間）
医師・歯科医師	15%	15%
県内全市町村	0%	0%

備考 国の制度では、平成22年度での制度完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

（4）特殊勤務手当（平成19年4月1日現在）

支給実績（平成18年度決算）		776, 367千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成18年度決算）		74, 358円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成18年度）		49.7%	
手当の種類（手当数）		51	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
種雄牛等取扱手当	畜産研究センター又は家畜改良センターに所属する職員（現業職員を含む。）	1 牛及び豚の自然交配、精液の採取若しくは人工授精又はこれらの作業の準備のために牛及び豚を御する作業 2 牛の削蹄又はその作業の準備	日額230円

		備のために牛を御する作業	
交通取締等手当	特定警察官	交通の取締り、人身事故の処理及び高速道路での物損事故の処理作業	日額560円（高速道路における作業の場合は、日額840円）
自動車等警ら作業手当	特定警察官	交通取締用自動二輪車による交通指導及び取締りの作業	日額410円
		無線自動車警らによる警らの作業	日額310円
爆発物取締作業手当	特定警察官、知事公室防災危機管理課又は支庁総務・観光振興課に所属する職員	火薬類取締法及び高圧ガス取締法に規定する保安検査、立入検査又は完成検査等の作業	日額230円
海上業務手当	船舶に乗り組む職員	航海中における調査、試験研究、漁業取締、捜査、警備又は救難等の業務	日額230円
暴風雨時手当	職員（現業職員を含む）	暴風雨警報発令時から解除されるまでの間において、業務に従事することを特別に命じられたときの業務	1時間500円
社会福祉手当	福祉保健所に勤務する社会福祉主事、児童相談所に勤務する児童福祉司等、身体障害者更生相談所に勤務する身体障害者福祉司、知的障害者福祉司等	福祉に関する業務	月額12,800円
	福祉保健所に勤務する母子自立支援員、児童相談所に勤務する児童心理司、身体障害者更生相談所に勤務する社会福祉主事及び心理判定員、婦人相談所に勤務する心理判定員等	福祉に関する業務	月額6,400円
特殊現場作業手当	土木事務所、支庁土木建築課、農林土木事務所等に勤務する職員	地上若しくは、水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所又は水面上4メートル以上の深所等で行う作業	日額230円
遺骨収集作業手当	職員	遺骨収集の作業	日額250円
精神保健業務手当	福祉保健部障害保健福祉課に勤務する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第3項の規定に基づく精神保健指定医の診察への立会い若しくは同法第29条第1項の規定に基づき入院させる精神障害者の護送業務又は同法第38条の6第1項の規定に基づく精神病院に入院中の者への質問業務若しくは精神保健指定医の診察への立会い	日額230円
	保健所に勤務する運転士	精神障害者の搬送業務	
爆発物等処理作業手当	職員（警察官にあっては、特定警察官に限る）	爆発物若しくはその疑いのある物件の処理作業又はサリン等による人身被害の防止に関する法律第2条に規定するサリン等若しくはその疑いのある物質処理作	1回4,600円（特殊危険物質等の製造説明実験作業の場合は、1回460円）

		業	
潜水作業手当	特定警察官、水産研究センター、水産業改良普及センター、栽培漁業センター、支庁農林水産整備課又は実習船運営事務所に勤務する職員	潜水器具を着用した潜水作業	1 潜水深度20mまで1時間310円 2 潜水深度30mまで1時間780円 3 潜水深度30m超1時間1,500円
救難等作業手当	警察官	救難又は救助等の作業	日額840円(特別の場合は、1,680円)
航空手当	職員	航空機に搭乗して行う次に掲げる業務 (1) 航空機の操縦業務 (2) 航空機の整備業務 (3) 前2号に掲げる以外の業務(旅行又は物品の輸送等を目的とする業務を除く。)	(1) 1時間5,100円 (2) 1時間2,200円 (3) 1時間1,900円
銃器犯罪捜査手当	警察官	防弾装備を装着し、及び武器を携帯して、銃器を使用している犯罪現場における犯人逮捕等の作業、銃器を所持する犯人の逮捕の作業等	日額600円から日額1,200円までの範囲内の額
はぶ捕獲捕手当獲作業	特定警察官	住民等から要請を受け、はぶ等の毒蛇を捕獲し、又は撲殺する作業	1回につき800円
死体処理作業手当	職員	死体の発見の場所又は解剖の施設において直接死体を取り扱う作業	1体につき1,100円から2,500円までの範囲内の額
家畜保健衛生手当	家畜保健衛生所に勤務する獣医師である職員	家畜保健衛生所法第3条第1号に規程する業務	月額17,500円
浄化処理作業手当	下水道管理事務所(管理班及び水質管理班に限る)に勤務する職員	下水道施設において汚泥等の処理作業	月額8,400円
防疫等作業手当	職員	1 感染症の病原体に汚染されている区域における防疫作業 2 家畜伝染病予防法第2条に規程する家畜伝染病(流行性脳炎、狂犬病、炭そ、ブルセラ病及び鼻そ)の病菌を有する家畜若しくは有する疑いのある家畜の防疫作業 3 動物用生物学的製剤製造又は病原検索試験研究の作業	日額290円
有害薬物等取扱手当	1 農林水産部森林緑地課、工業技術支援センター、畜産研究センター、農業研究センター、森林資源研究センター、水産海洋研究センター等に勤務する職員 2 保健所に勤務する医療監視員及び薬事監視員	1 毒物及び劇物取締法第2条に規定する毒物若しくは劇物を利用した理化学的試験研究若しくは病虫害防除の作業 2 医療法及び毒物及び劇物取締法に基づく立入検査の業務	日額290円
	農業研究センター、家畜改良普及センター、森林資源研究センター、水産海洋研	毒物及び劇物を利用した理化学的試験研究の補助又は病虫害防除作業	

	究センター又は高等学校に勤務する現業職員		
用地等交渉手当	土木事務所（用地班、河川都市用地班）、支庁土木建築課（総務用地班）等に勤務する用地等交渉業務を本務とする職員	公共事業の用に供する用地の買収その他物件の移転補償に関し、現地で直接交渉する業務	月額14,200円
	土木建築部道路管理課、土木事務所等に勤務する職員（月額の適用を受ける職員は除く。）	公共事業の用に供する用地の買収その他物件の移転補償に関し、現地で直接交渉する業務	日額600円（業務が6時以降の場合、400円を加算）
私服捜査等手当	特定警察官、警察本部に勤務する電子計算機に係る犯罪の解析その他情報技術の解析に作業する職員	私服を着用して現場おける犯罪の予防若しくは捜査又はは捜査又は被疑者逮捕の作業	日額560円
看守手当	特定警察官	留置場において被留置者の看守の作業	日額180円
護送手当	特定警察官	被疑者、被告人又は法令で拘されている者の護送作業	日額190円
鑑識作業手当	職員（警察官にあつては、特定警察官に限る）	指紋、手口又は写真を利用する犯罪鑑識作業及び理化学、法医学又は銃器弾薬類の知識を利用する犯罪鑑識作業	1 現場 日額380円 2 内勤 日額280円
警ら作業手当	特定警察官	交番等に勤務する地域警察官及び機動隊員等による警らの作業	日額250円
術科指導手当	警察本部警務部教養課又は警察学校に勤務する特定警察官、警察本部警務部教養課に勤務する警察官以外の職員	柔道、剣道、逮捕術又はけん銃操法の指導作業	日額200円
短波無線電話取扱作業手当	警察本部通信指令課勤務に限る。	短波無線電話取扱作業	日額170円
通訳作業手当	職員（警察官にあつては、特定警察官に限る）	特定の作業に不随して行う通訳の作業	日額250円
夜間特殊業務手当	警察本部、警察署及び石嶺児童園に勤務する職員、総務部管財課に勤務する守衛、厚生園に勤務する寮母（父）、県立学校に勤務する警備員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務	1 深夜の全部の勤務1回 980円 2 2時間以上の勤務1回 650円 3 2時間未満の勤務1回 410円
巡回診療手当	福祉保健部医務・国保課に勤務する職員	無医地区においての巡回診療業務	日額1,000円
多学年学級担当手当	小学校又は中学校の教頭、教諭、助教諭又は講師	小学校又は中学校の2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導業務	日額290円
面接指導手当	通信教育を行う学校及びその協力校の教育職員（通信教育に従事することを本務とする職員を除く。）	面接指導の業務	1時間1,500円
兼務授業手当	高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）の全日	本務の勤務時間を超える、高等学校の定時制の課程の授業の業	授業1時間1,500円

	制の課程の勤務を本務とする教育職員	務	
	定時制の課程の勤務を本務とする教育職員	本務の勤務時間を超える、高等学校の全日制の課程の授業の業務	
職業訓練手当	職業能力開発校に勤務する職業訓練指導員	職業訓練の業務	給料月額の10%（上限額月額40,000円）
税務手当	総務部税務課、県税事務所、自動車税事務所又は支庁県税課に勤務する職員	県税に関する業務	月額9,500円から月額32,000円までの範囲内の額（滞納処分又は犯則取締りの業務に従事したときは日額100円を加算）
	県税事務所又は自動車税事務所に所属する運転士	県税に関する業務を円滑に遂行するため、自動車の運転及び整備作業等に従事	月額4,000円
教員特殊業務手当	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する教育職員（校長及び教頭を除く）	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務	日額1,500円から日額2,100円までの範囲内の額
		修学旅行、林間学校、臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの	日額1,700円
		対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの、又は週休日、休日等に行うもの	日額1,700円
		部活動における児童又は生徒に対する指導業務で、週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの	日額1,200円
		入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの	日額900円
路上免許試験作業手当	職員（警察官にあっては、特定警察官に限る）	道路において行う自動車運転免許技能試験の作業	日額170円
農業機械等運転作業手当	農業研究センター、畜産研究センター、家畜改良センター又は家畜保健衛生所に勤務する職員	道路交通法施行規則第2条の表に掲げる特殊自動車又は小型特殊自動車（耕うん機）の運転作業	日額230円
	現業職員	農業機械等の運転作業	日額230円
病虫害防除指導手当	病虫害防除技術センターに勤務する職員（研究職給料表の適用を受ける職員を除く。）	病虫害の発生予察及び防除指導業務	給料月額の8%（上限額月額32,000円）
農業教育指導手当	農業大学校に勤務する職員	農業教育指導の業務	給料月額の10%（上限額月額40,000円）
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	訓練礼式、ポンプ操法訓練、体育訓練、救急実技訓練、火災防御訓練、救助訓練、水防訓練又	日額700円

		は危険物実技の訓練指導	
夜間緊急呼出手当	特定警察官等	正規の勤務時間以外の時間において、特別な事情の下で行う交通取締等、爆発物等処理作業、私服捜査等又は鑑識作業等の業務	日額620円(勤務時間が3時間を超える場合は、日額1,240円)
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する教諭(教育委員会規則に規程により置かれる主任等)	教務その他教育に関する事項について、連絡調整及び指導助言の業務	日額200円
航空機整備業務手当	職員	航空法第24条に規定する一等整備士又は二等整備士としての業務	月額23,000円
身辺警護等作業手当	警察官	身辺警護作業等の作業に従事	日額640円(特別の場合は、1,150円)
定時制夜間勤務手当	定時制の課程を置く高等学校に勤務する事務職員	定時制の課程に関する業務	1 事務長 月額2,000円 2 事務長以外の職員 月額4,000円
	定時制の課程を置く高等学校に勤務する現業職員	炊事等の業務	月額4,000円
医師手当	医師又は歯科医師である職員	診療その他医療に関する業務	勤務公署に応じ、月額45,000円から月額160,000円までの範囲内の額
伝染病防疫手当	1 保健所に所属する運転士 2 家畜保健衛生所又は家畜に試験場衛生所に所属する現業職員	1 感染症の病原体を有する者又は有する疑いのある者の搬送業務 2 家畜伝染病予防法第2条に定める家畜伝染病の病原体に汚染されている区域において患畜の飼育又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業	日額290円
清しき作業手当	厚生園に所属する現業職員	入園者の死体の清しき、綿せん及び納棺の作業	日額620円
道路上作業手当	土木事務所又は支庁土木建築課に所属する現業職員	交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業	日額300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成18年度決算)	2,045,510千円
職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	97千円
支給実績(平成17年度決算)	2,139,815千円
職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)	101千円

(6) その他の手当(平成19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度)

					決算)
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 （1）配偶者 月額13,000円 （2）配偶者以外の扶養親族 月額6,500円（配偶者がいない場合の1人目は11,000円） （なお、16歳から22歳の子1人につき5,000円加算）	同じ	—	2,491,204千円	232,020円
住居手当	1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 （1）家賃が月額23,000円以下の職員 家賃の月額から12,000円を控除した額 （2）家賃が月額23,000円を超える職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額（上限は月額27,000円） 2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 1に掲げる額の2分の1 3 自宅居住者で世帯主である職員 月額2,500円	異なる	所有住居 月額2,500円 （住宅取得後5年間に限り支給）	2,057,212千円	161,489円
通勤手当	通勤距離が2km以上の職員に支給 （1）バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分について、2分の1の加算 （2）自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額	異なる	交通機関利用の支給限度額 月額55,000円まで	1,583,570千円	91,876円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額23,000円（職員と配偶者等の住居の距離が100km以上の者に対し、距離に応じ、6,000円から45,000円までの範囲内の額を加算）	同じ	—	213,293千円	419,868円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員（部長、統括監、課長、校長、教頭等）に支給。職務に応じ104,200円から39,700円までの範囲内の額。	異なる	130,300円から46,300円までの範囲内の額（行政職給料表（一））	993,357千円	610,921円
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難であると認められる職員に支給 （1）医師又は歯科医師 月額306,900円以内（35年間漸減しながら支給） （2）獣医師 月額8,000円以内（8年間漸減しながら支給）	異なる	1 科学技術に関する高度な専門的知識を有する職員に月額100,000円以内で支給 2 獣医師に支給なし	87,974千円	1,256,771円
特地勤務	離島その他の生活の著しく不便な地	同じ	—	862,629千円	626,455円

手当	に所在する公署に勤務する職員に支給。給料及び扶養手当の月額合計額に、公署に応じ25%から4%までの割合を乗じた額				
特地勤務手当に準ずる手当	特地公署又は準特地公署への異動等に伴って住居移転したとき、異動後3年間支給(人事委員会で定める条件に該当する者は6年間)。給料及び扶養手当の月額合計額に、公署に応じ、異動後4年間は6%から4%まで、5年目は4%、6年目は2%の割合を乗じた額	同じ	—		
へき地手当	へき地教育振興法施行規則で定めるへき地学校等に勤務する職員に支給。給料及び扶養手当の月額合計額に、学校に応じ25%から4%までの割合を乗じた額			1,304,466千円	811,235円
へき地手当に準ずる手当	へき地教育振興法施行規則で定めるへき地学校等への異動に伴って住居移転したとき、異動後3年間(任命権者が必要と認める場合は6年間)支給。給料及び扶養手当の月額合計額に、異動後5年間は4%、6年目は2%の割合を乗じた額				
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じた額	同じ	—	448,659千円	160,810円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同じ	—	251,310千円	119,900円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給。勤務1回につき4,200円(人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、7,200円又は5,900円)	同じ	—	401,182千円	185,047円
管理職員特別勤務手当	管理職員(大学の学長含む。)が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により休日等に勤務した場合に支給 (1)大学の学長を除く管理職員 1回4,000円から12,000円まで (2)大学の学長 1回18,000円	同じ	—	21,295千円	228,978円
義務教育等教員特別手当	公立の学校に勤務する教育職員に支給。職務の級及び号給に応じ月額5,000円から月額20,200円までの範囲内の額			1,851,382千円	156,037円
定時制通信教育手当	定時制又は通信制の課程を置く高等学校に勤務する校長及び教頭並びに本務として定時制教育又は通信教育に従事する教諭等に支給 (1)管理職員 給料月額の8%			87,889千円	472,522円

	(2) 管理職員以外の職員 給料月額 額の10%				
産業教育 手当	農業、水産、工業等の課程を置く高等学校に勤務し、実習を伴う農業、水産、工業、電波若しくは商船に関する科目の授業及び実習を担当する時間数がその者の担当時間数の2分の1以上となる教諭、実習助手等に支給。給料月額額の10%（定時制通信教育手当を受ける者は6%）			202,432千円	427,072円
農林漁業 普及指導 手当	農業、林業又は水産業の普及指導事業に従事する職員に支給 (1) 管理職員 給料月額額の4% (2) 管理職員以外の職員 給料月額額の8%			68,348千円	455,653円
災害派遣 手当	災害応急対策又は災害復旧のため、本県に派遣された職員がその職員の住所又は居所を離れて、本県の区域に滞在することを要する場合に支給。1日につき3,970円から6,620円までの範囲内の額			0千円	0円

5 特別職の報酬等の状況（平成19年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等
給料	知 事	1,250,000円（— 円）
	副 知 事	990,000円（— 円）
報酬	議 長	1,000,000円（— 円）
	副 議 長	860,000円（— 円）
	議 員	770,000円（— 円）
期末 手当	知 事	（平成18年度支給割合） 3.3月分 <u>注 平成18年4月1日から平成22年3月31日までの期間、期末手当を15%減額している。</u>
	議 長	（平成18年度支給割合） 3.3月分
退職 手当	知 事	（算定方式） （1期の手当額） （支給時期） 125万円×在職月数×0.50 3,000万円 任期満了時
	副 知 事	99万円×在職月数×0.42 1,996万円 任期満了時

- 備考 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当見込額である。

6 職員数の状況

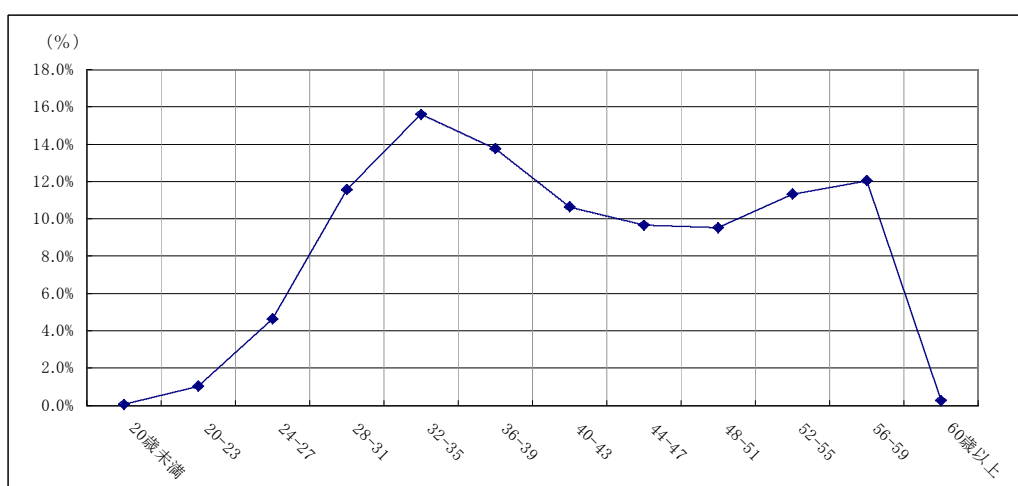
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成18年	平成19年			
一般会計部門	議会	42	42	0	●那覇空港拡張対応、公益法人制度改革対応、県立大学地方独立行政法人化準備業務対応、中央児童相談所八重山分室の新設、雇用創出戦略事業対応等による増 ●行政改革推進課の廃止、身体障害者更生指導所の廃止、公文書館への指定管理者制度の導入、世界のウチナーンチュ大会終了、与那国空港整備事業の終了等による減	
	総務	800	778	△ 22		
	税務	189	186	△ 3		
	労働	111	110	△ 1		
	農林水産	1,075	1,063	△ 12		
	商工	211	215	4		
	土木	836	825	△ 11		
	民生	478	457	△ 21		
	衛生	634	628	△ 6		
	小計	4,376	4,304	△ 72		(参考:人口10万人当たり職員数310人)
	教育部門	13,798	13,622	△ 176		●児童・生徒数の減少等による減
	警察部門	2,823	2,844	21		●警察活動の強化等による増
	小計	20,997	20,770	△ 227		(参考:人口10万人当たり職員数1,497人)
公営企業等	病院	2,252	2,228	△ 24	●看護師職の欠員による減	
	水道	302	296	△ 6	●施設改良事業の縮小等による減	
	下水道	92	90	△ 2	●業務の見直し・効率化による減	
	その他	34	30	△ 4	●自由貿易地域管理事務所への指定管理者制度導入による減	
	小計	2,680	2,644	△ 36		
合計		23,677	23,414	△ 263	(参考:人口10万人当たり職員数1,687人)	
		[26,088]	[25,886]	[-202]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成(平成19年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	11人	239人	1,085人	2,705人	3,648人	3,220人	2,487人	2,263人	2,226人	2,650人	2,820人	60人	23,414人

(3) 定員適正化計画の数値及び進捗状況

① 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
人 23,896	人 22,821	人 △ 1,075	% △ 4.5

(参考) 新沖縄県定員適正化計画における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成15度	平成24年度	470人(10%)純減

② 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成18年～平成19年	(参考) 数値目標
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	計	
一般行政	職員数	4,432	4,376	4,304				—	4,183
	増 減		-56	-72				△ 128 (51.4%)	△ 249
教 育	職員数	13,950	13,798	13,622				—	13,180
	増 減		-152	-176				△ 328 (42.6%)	△ 770
警 察	職員数	2,789	2,823	2,844				—	2,789
	増 減		34	21				55 -	0
公営企業 等会計	職員数	2,725	2,680	2,644				—	2,669
	増 減		-45	-36				△ 81 (144.6%)	△ 56
計	職員数	23,896	23,677	23,414				—	22,821
	増 減		-219	-263				△ 482 (44.8%)	△ 1,075

(注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間である。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあつては前年比の職員増減数を、計の欄にあつては、計画1年目以降現年までの職員数増減数の累計を示す。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

ア 職員給与費の状況

(7) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B ÷ A	(参考) 18年度の総費用に占 める職員給与費比率
平成18年度	千円 15,475,447	千円 880,745	千円 2,591,935	% 16.7	% 17.3

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給 与費 B ÷ A	(参考) 都道 府県平均1人 当たりの給与 費
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
平成18年度	人 297	千円 1,200,037	千円 311,674	千円 493,887	千円 2,005,598	千円 6,753	千円 7,857

- 備考 1 表中「職員手当」には、退職給与金を含まない。
2 表中「職員数」は、平成19年3月31日現在の人数である。

(イ) 特記事項 平成18年4月1日から平成22年3月31日までの期間、一般職員の管理職手当を15%減額している。なお、平成10年8月1日から平成18年3月31日までの期間は、管理職手当を10%減額していた。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
沖 縄 県	41.5歳	349,553円	552,751円
団 体 平 均	45.3歳	404,239円	654,434円

備考 表中「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含む。

ウ 職員の手当の状況

(7) 期末手当・勤勉手当

沖 縄 県	団体平均
1人当たり平均支給額（平成18年度） 1,663千円	1人当たりの平均支給額（平成18年度） 1,911千円
(平成18年度支給割合) 期末手当 3.00月分 (1.60)月分 勤勉手当 1.45月分 (0.75)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%から20%まで 管理職加算 10%	

備考 () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当（平成19年4月1日現在）

沖 縄 県	団体平均

(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	23.50月分	30.55月分	
勤続25年	33.50月分	41.34月分	
勤続35年	47.50月分	59.28月分	
最高限度額	59.28月分	59.28月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例(2%から20%までの割合の額を加算)		
(退職時特別昇給	無)	
1人当たり平均支給額		1人当たり平均支給額	
	千円	27,202千円	23,019千円

備考 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成18年度に退職した職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当 (平成19年4月1日現在)

支給実績 (平成18年度決算)		1,196千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成18年度決算)		299,081円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	一般行政職の制度 (支給率)
東京特別区	2人	14%	14%

(平成22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度 (支給率)
東京特別区	18%	18%

備考 国の制度では、平成22年度での制度完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(エ) 特殊勤務手当 (平成19年4月1日現在)

支給実績 (平成18年度決算)		23,561千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成18年度決算)		85,989円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成18年度)		92.3%		
手当の種類 (手当数)		9		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
暴風雨時勤務手当	職員	台風の来襲による事故発生防止のために必要な業務	1時間800円	
検針業務手当	企業局排水管理課に所属する職員	検針業務	日額350円	
特殊作業手当	維持管理手当	各浄水管理事務所維持管理課に所属する職員	維持管理を主体とする課の業務	月額4,400円
	塩素注入等業務手当	各浄水管理事務所に所属する職員	塩素注入業務	月額1,700円

	硫酸取扱業務手当	企業局北谷浄水管理事務所・海水淡水化センターに所属する職員	防護服を着用し硫酸を取り扱う業務	日額230円
用地交渉業務手当		建設課用地係に所属する職員	用地取得に伴う交渉の業務	日額600円（ただし、午後6時以降400円加算）
交替制勤務手当		各浄水管理事務所浄水課及び配水管理課水管理センターに所属する職員	浄水施設における24時間運転管理業務	月額4,700円
特殊現場作業手当	職員		特殊現場、危険な工事箇所で行う監督、測量検査・調査等	日額300円
			交通の頻繁な国道、県道、市町村道の道路上において、交通を遮断することなく調査、測量、導送水管等の弁操作、点検若しくは修繕の作業又はこれらの作業に伴う交通整理の作業	日額150円
排泥等作業手当		各浄水管理事務所に所属する職員	排泥処理、清掃作業、保守点検作業及び除塵作業	日額400円
有害毒薬物取扱手当		水質管理事務所に所属する職員	水質試験業務	月額3,300円
ダム管理業務手当		倉敷ダム管理所併任職員	倉敷ダム管理所におけるダム管理業務	月額3,000円

(イ) 時間外勤務手当

支給実績（平成18年度決算）	119,345千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）	463千円
支給実績（平成17年度決算）	140,257千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）	529千円

備考 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(カ) その他の手当（平成19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（平成18年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 (1) 配偶者 月額13,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円（配偶者がいない場合の1人目は11,000円）（なお、16歳から22歳の子1人につき5,000円加算）	同	—	44,758千円	239,350円

住居手当	1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 (1) 家賃が月額23,000円以下の職員 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2) 家賃が月額23,000円を超える職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額 (上限は月額27,000円) 2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 1に掲げる額の2分の1 3 自宅居住者で世帯主である職員 月額2,500円	同	—	38,134千円	169,485円
通勤手当	通勤距離が2km以上の職員に支給 (1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分について、2分の1の加算 (2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額	同	—	47,044千円	164,490円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額23,000円 (職員と配偶者等の住居の距離が100km以上の者に対し、距離に応じ、6,000円から45,000円までの範囲内の額を加算)	同	—	476千円	476,000円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 (企業技監、次長、課長等)。職の区分に応じ93,800円から49,400円までの範囲の額	同	—	15,905千円	691,528円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内の割合を乗じた額	同	—	30,040千円	231,080円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同	—	21,249千円	223,669円

エ 定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日	平成22年4月1日	純減数	純減率
職員数 311 人	職員数 264 人	47 人	15.1 %

(参考) 第7次経営健全化計画における定員適正化目標 (数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	15.1%、47人の減

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況 (実績) の概要

平成17年度 9人の減 (進捗率: 19.1%)
平成18年度 6人の減 (進捗率: 31.9%)

(2) 工業用水道事業

ア 職員給与費の状況

(7) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B÷A	(参考)平成17年度の 総費用に占める職員給 与費比率
平成18年度	千円 299,184	千円 38,782	千円 27,733	% 9.3	% 10.3

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給 与費 B÷A	(参考)都道 府県平均1人 当たりの給与 費
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
平成18年度	人 5	千円 13,492	千円 4,883	千円 5,390	千円 23,765	千円 4,753	千円 7,286

- 備考 1 表中「職員手当」には、退職給与金を含まない。
2 表中「職員数」は、平成19年3月31日現在の人数である。

(イ) 特記事項 平成18年4月1日から平成22年3月31日までの期間、一般職員の管理職手当を15%減額している。なお、平成10年8月1日から平成18年3月31日までの期間は、管理職手当を10%減額していた。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
沖 縄 県	34.0歳	285,325円	455,898円
団 体 平 均	45.3歳	387,272円	606,347円

備考 表中「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含む。

ウ 職員の手当の状況

(7) 期末手当・勤勉手当

沖 縄 県	団体平均
1人当たり平均支給額（平成18年度） 1,078千円	1人当たりの平均支給額（平成18年度） 1,865千円
(平成18年度支給割合) 期末手当 3.00月分 (1.60)月分 勤勉手当 1.45月分 (0.75)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%から20%まで 管理職加算 10%	

備考 () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当（平成19年4月1日現在）

沖 縄 県	団体平均
(支給率) 勤続20年 自己都合 23.50月分 勸奨・定年 30.55月分	

勤続25年	33.50月分	41.34月分	1人当たり平均支給額 17,209千円
勤続35年	47.50月分	59.28月分	
最高限度額	59.28月分	59.28月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例（2%から20%までの割合の額を加算）			
（退職時特別昇給 無）			
1人当たり平均支給額		— 千円	— 千円

備考 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成18年度に退職した職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当（平成19年4月1日現在）

支給実績（平成18年度決算）		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）		0円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	一般行政職の制度（支給率）
東京特別区	0人	14%	14%

（平成22年度の制度完成時）

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度（支給率）
東京特別区	18%	18%

備考 国の制度では、平成22年度での制度完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(エ) 特殊勤務手当（平成19年4月1日現在）

支給実績（平成18年度決算）		372千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）		74,317円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成18年度）		100.0%	
手当の種類（手当数）		10	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
暴風雨時勤務手当	職員	台風の来襲による事故発生防止のために必要な業務	1時間800円
検針業務手当	企業局排水管理課に所属する職員	検針業務	日額350円
特殊作業手当	維持管理手当	各浄水管理事務所維持管理課に所属する職員	維持管理を主体とする課の業務 月額4,400円
	塩素注入等業務手当	各浄水管理事務所 に所属する職員	塩素注入業務 月額1,700円
	硫酸取扱業務手当	企業局北谷浄水管理事務所・海水淡水化センターに所	防護服を着用し硫酸を取り扱う業務 日額230円

	属する職員		
用地交渉業務手当	建設課用地係に所属する職員	用地取得に伴う交渉の業務	月額600円（ただし、午後6時以降400円加算）
交替制勤務手当	各浄水管理事務所浄水課及び配水管理課水管理センターに所属する職員	浄水施設における24時間運転管理業務	月額4,700円
特殊現場作業手当	職員	特殊現場、危険な工事箇所で行う監督、測量検査・調査等	月額300円
		交通の頻繁な国道、県道、市町村道の道路上において、交通を遮断することなく調査、測量、導送水管等の弁操作、点検若しくは修繕の作業又はこれらの作業に伴う交通整理の作業	月額150円
排泥等作業手当	各浄水管理事務所に所属する職員	排泥処理、清掃作業、保守点検作業及び除塵作業	月額400円
有害毒薬物取扱手当	水質管理事務所に所属する職員	水質試験業務	月額3,300円
ダム管理業務手当	倉敷ダム管理所併任職員	倉敷ダム管理所におけるダム管理業務	月額3,000円

(イ) 時間外勤務手当

支給実績（平成18年度決算）	1,822千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）	364千円
支給実績（平成17年度決算）	1,942千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）	388千円

備考 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(カ) その他の手当（平成19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（平成18年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 （1）配偶者 月額13,000円 （2）配偶者以外の扶養親族 月額6,000円（配偶者がいない場合は11,000円）（なお、16歳から22歳の子1人につき5,000円加算）	同		505千円	126,145円

住居手当	1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 (1) 家賃が月額23,000円以下の職員 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2) 家賃が月額23,000円を超える職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額 (上限は月額27,000円) 2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 1に掲げる額の2分の1 3 自宅居住者で世帯主である職員 月額2,500円	同		628千円	209,267円
通勤手当	通勤距離が2km以上の職員に支給 (1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分について、2分の1の加算 (2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額	同		1,340千円	268,098円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額23,000円(職員と配偶者等の住居の距離が100km以上の者に対し、距離に応じ、6,000円から45,000円までの範囲内の額を加算)	同		0千円	0円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給(企業技監、次長、課長等)。職の区分に応じ93,800円から49,400円までの範囲の額	同		0千円	0円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内の割合を乗じた額	同		375千円	124,909円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同		216千円	216,315円

エ 定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
		人	%
(参考) 数	水道事業参照		化目標(数・率)
始			数値目標

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(3) 病院事業

ア 職員給与費の状況

(7) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B÷A	(参考) 平成17年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成18年度	千円 44,130,615	(純損失) 千円 5,013,261	千円 24,546,608	% 55.6	% 57.4

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給 与費 B÷A	(参考) 都道 府県平均1人 当たりの給与 費
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
平成18年度	人 2,283	千円 10,264,635	千円 4,881,012	千円 3,898,095	千円 19,043,742	千円 8,342	千円 7,492

- 備考 1 表中「職員手当」には、退職給与金を含まない。
2 表中「職員数」は、平成19年3月31日現在の人数である。

(イ) 特記事項 平成18年4月1日から平成22年3月31日までの期間、一般職員の管理職手当を15%減額している。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
沖 縄 県			
医 師	42.2歳	551,925円	1,285,769円
看 護 師	38.8歳	336,818円	533,727円
事務職員	40.0歳	325,454円	516,950円
団 体 平 均			
医 師	43.2歳	546,714円	1,244,347円
看 護 師	37.4歳	319,836円	517,225円
事務職員	43.3歳	378,305円	610,581円

備考 表中「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含む。

ウ 職員の手当の状況

(7) 期末手当・勤勉手当

沖 縄 県	団体平均
1人当たり平均支給額（平成18年度） 1,707千円	1人当たりの平均支給額（平成18年度） 1,697千円
(平成18年度支給割合) 期末手当 3.00月分 (1.60) 月分 勤勉手当 1.45月分 (0.75) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	

役職加算 5%から20%まで 管理職加算 10%	
-----------------------------	--

備考 () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当 (平成19年4月1日現在)

沖 縄 県			団体平均
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	23.50月分	30.55月分	
勤続25年	33.50月分	41.34月分	
勤続35年	47.50月分	59.28月分	
最高限度額	59.28月分	59.28月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例 (2%から20%までの割合の額を加算)			
(退職時特別昇給 無)			
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額
3,100千円 25,794千円			8,206千円

備考 退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当 (平成19年4月1日現在)

支給実績 (平成18年度決算)		195,406千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成18年度決算)		642,782円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	一般行政職の制度 (支給率)
医師・歯科医師	311人	12%	—%

(平成22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度 (支給率)
医師・歯科医師	15%	—%

備考 国の制度では、平成22年度での制度完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(エ) 特殊勤務手当 (平成19年4月1日現在)

支給実績 (平成18年度決算)		639,860千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成18年度決算)		331,533円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成18年度)		84.5%	
手当の種類 (手当数)		9	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫手当	医師及び歯科医師以外の職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに管理者がこれらに相当すると	日額290円

		認める感染症の病原体に汚染されている区域において感染症の病原体を有する者若しくは有する疑いのある者の看護等の作業又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業	
	運転士	感染症の病原体を有する者又は有する疑いのある者の搬送業務	
夜間看護等手当	助産師、看護師、准看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、薬剤師若しくは看護補助員(看護学校を卒業した者に限る。)又は管理者がこれらに準ずると認める職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日午前5時まで)において行われる看護等の業務	深夜の全部を含む勤務 1回6,800円
			深夜における勤務時間が4時間以上 1回3,300円
			深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満 1回2,900円
			深夜における勤務が2時間未満 1回2,000円
	病院事業医療職給料表の適用を受ける職員のうち管理者の定める職員	正規の勤務時間以外の時間において救急患者に対処するために呼出しを受けて従事する1時間以上の業務	1回1,620円
巡回診療手当	医師及び歯科医師	離島へき地の巡回診療の業務	日額5,000円
	看護師、病理細菌技術者、診療放射線技術者		日額1,500円
暴風雨時手当	職員	暴風雨警報発令時から解除されるまでの間において、特に勤務することを命ぜられたときの業務	1時間500円
医師手当	医師又は歯科医師	医療業務等	月額25,000円から月額200,000円までの範囲内の額
	医師	病理学的検査の業務	月額100,000円
	医師	放射線診療又は麻酔の業務	月額50,000円
離島診療支援手当	職員	離島病院等に勤務する職員以外の職員による離島病院等における診療支援の業務	離島診療支援手当基礎額に、支援業務に従事した日数を乗じて得た額
夜間特殊業務手当	施設管理技士	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務	深夜の全部を含む勤務 1回980円
			深夜における勤務時間が2時間以上 1回650円
			深夜における勤務時間が2時間未満 1回410円
精神保健業務手当	病院(精和病院を除く。)に所属する運転士	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者の搬送業務	日額230円
高電圧作業手当	職員	交流600ボルト以上又は直流750ボルト以上の電圧を有する電流の送電中における受送電設備の保守又	日額230円

(ウ) 時間外勤務手当

支給実績（平成18年度決算）	1,727,194千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）	757千円
支給実績（平成17年度決算）	－千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）	－千円

備考 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(カ) その他の手当（平成19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（平成18年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 (1) 配偶者 月額13,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円（配偶者がいない場合の1人目は11,000円）（なお、16歳から22歳の子1人につき5,000円加算）	同	－	249,048千円	229,115円
住居手当	1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 (1) 家賃が月額23,000円以下の職員 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2) 家賃が月額23,000円を超える職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額（上限は月額27,000円） 2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 1に掲げる額の2分の1 3 自宅居住者で世帯主である職員 月額2,500円	同	－	263,827千円	183,468円
通勤手当	通勤距離が2km以上の職員に支給 (1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分について、2分の1の加算 (2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額	同	－	155,189千円	96,450円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額23,000円（職員と配偶者等の住居の距離が100km以上の者に対し、距離に応じ、6,000円	同	－	21,885千円	465,628円

	から45,000円までの範囲内の額を加算)				
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給。職の区分に応じて、月額49,900円から110,100円の額	同	—	34,205千円	855,128円
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難であると認められる職員に支給 (1) 医師又は歯科医師 月額306,900円以内(35年間漸減しながら支給) (2) 獣医師 月額8,000円以内(8年間漸減しながら支給)	同	—	1,007,595千円	3,325,398円
特勤手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給。給料及び扶養手当の月額合計額に、公署に応じ25%から4%までの割合を乗じた額	同	—	333,305千円	603,813円
特勤手当に準ずる手当	特勤公署又は準特勤公署への異動等に伴って住居移転したとき、異動後3年間支給(人事委員会で定める条件に該当する者は6年間)。給料及び扶養手当の月額合計額に、公署に応じ、異動後4年間は6%から4%まで、5年目は4%、6年目は2%の割合を乗じた額	同	—		
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同	—	309,385千円	232,971円

エ 定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
2,284 人	2,294 人	-10 人	-0.44 %